

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年 5 月 20 日開催 全国地方銀行協会／

2026 年 5 月 21 日開催 第二地方銀行協会]

1. 現下の国際情勢を踏まえた対応について

- 不確実な中東情勢が継続する中で、原油や石油製品については、「日本全体で必要となる量」は確保できているが、一部で供給の偏りや流通の目詰まりが生じており、実際に金融機関からも、顧客企業において溶剤・シンナーやプラスチック製品等の不足や納期遅延が発生しているといった声を聞いている。
- また、物価高や人件費を原因として倒産件数が増加しているとの民間の調査結果も出ており、中東情勢がサプライチェーンを通じて事業者に与える影響には十分に注視していただきたい。
- 各金融機関においては、先般の要請文の趣旨も踏まえて、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、事業者に寄り添った対応を徹底するとともに、事業者の抱える経営課題を先送りせず、支援機関を含む関係者との連携の下、個別の事情を踏まえたきめ細やかな事業者支援に取り組むよう、改めてお願いしたい。

2. 令和 8 年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等に対する金融上の措置について

- 令和 8 年岩手県大槌町の林野火災に係る災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 当該災害等に関し、岩手県内に災害救助法が適用されたことを受け、東北財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和8年岩手県大槌町の林野火災			
岩手県	4月22日（4月23日）	東北財務局	4月23日

3. 「M&A・事業承継時における経営者保証情報ネットワーク」について

- M&A・事業承継を予定する経営者・後継者に関する保証契約についての情報を、金融機関や信用保証協会をはじめとする関係者間で共有することにより、保証契約の適切な取扱いや M&A・事業承継の円滑な実施を図るネットワークの運用を、2026年5月1日より開始した。
- 各金融機関においては、本ネットワークを通じて経営者・後継者からの相談があった場合、保証契約の取扱いの方向性を丁寧に検討し、保証契約の解除や、必要性に関する説明等の適切な対応に努めていただきたい。
- なお、本ネットワークは、金融機関と信用保証協会との間で円滑な意思疎通を図ろうとする場合に、金融機関や信用保証協会が相談を持ち掛ける形でも活用可能である。

4. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2026年3月11日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催した。各障がい者団体から、「ATM・新システム開発等の際に、障がいを持つ当事者や専門家の意見を取り入れていただきたい」「代筆・代読について職員全体への理解・啓発を行うとともに、窓口到手話・筆談マーク等の案内表示をしていただきたい」「電話リレーサービスの更なる普及をお願いしたい」といった意見・要望が出された。
- 2026年4月20日、意見交換会の議事概要等を金融庁ウェブサイト公表しているため、参考にしていただき、一層、障がい者に配慮した取組を進めていただきたい。
- また、今後、例年実施している、障がい者等に配慮した取組に関するアンケート調査を発出するため、御協力いただきたい。

5. AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化について

- いわゆる「フロンティア AI」の発展に伴い、サイバー攻撃に悪用され得る IT システムの脆弱性の発見能力や攻撃コード生成の速度が大幅に向上する可能性が指摘されている。特に、従来のツールや専門家では発見困難であった脆弱性が短期間で大量に検出される可能性があり、脆弱性公表から実際の攻撃までの期間が大きく短縮されることが懸念されている。
- 資金決済や証券取引のシステムは、相互接続性が高く、リアルタイムで処理されているため、サイバー攻撃により影響が発生した場合、直ちに市場影響や信用不安に波及し得るという特性がある。この点に鑑み、2026 年 4 月 24 日、金融担当大臣主催の下、日本銀行総裁、国家サイバー統括室、3メガバンク及び日本取引所グループのトップを出席者とする「AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策強化に関する官民連携会議」を開催した。また、2026 年 5 月 14 日には、金融業界と IT 企業、政府・日本銀行等が、AI 技術の進展による脅威について共通の理解を持ち対応を検討するため、実務者レベルの作業部会を開催した。作業部会による議論の結果は、今後、同部会に参加していない金融機関にも適切な形で還元する予定である。
- 今後も、AI 技術は継続的に進展すると考えられるため、金融機関においては、従来型の対策の延長に止まることなく、攻撃者が AI を悪用することを前提に、防御の在り方そのものを見直す必要が生じている。具体的には、迅速な脆弱性情報の把握とパッチ適用、多層防御や監視・訓練の高度化等を進める必要がある。ただし、フロンティア AI の登場により従来の対策が全て無意味になるわけではなく、むしろこうした対応を効果的に行っていくための前提として、まずは基本的なサイバーセキュリティ対策を迅速かつ着実に実行していくことが不可欠となる。また、サイバー攻撃はあらゆる対策を講じても防ぎきれない可能性があることを前提に、事業継続計画（BCP）や緊急連絡体制を点検するとともに、サイバー攻撃の顕在化リスクが高まった場合における対応策等に関する意思決定プロセスをあらかじめ明確化しておくことが重要である。経営陣のリーダーシップの下で対応方針を検討し、その実行に必要なリソース（予算・人員）の確保を含め、主体的な関与をお願いしたい。
- なお、政府全体の取組としては、2026 年 5 月 18 日、国家サイバー統括室（NCO）が中心となって、AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議が開催され、重要インフラ事業者等に係る政策パ

パッケージを決定の上、注意喚起等がなされた。こちらについても、特定社会基盤事業者である金融機関を含め、実効的な対策を推進していく観点から御参照いただきたい。

6. 生成 AI を活用した金融機関の DX 化に向けた実証研究事業について

- 2026 年 4 月から開始した金融機関による生成 AI の利活用に関する実証研究事業については、5 月 7 日に委託事業者である一般社団法人金融データ利活用推進協会（FDUA）より、事業内容等の全体像が公表された。
- また、5 月 19 日に金融機関向け説明会が開催され、既に複数の金融機関から前向きな反応をいただいていると承知している。
- 本事業では、顧客からの照会対応や事業性評価といった具体的なユースケースが示され、AI エージェントの活用を前提とした形で実証を進めていくこととしており、成果については公開を前提とすることで、特定のベンダーに依存しない形で業界全体への横展開を図っていく。
- また、実証には多くの金融機関に参画いただく予定であるほか、FDUA において、ユースケースの検討等へ御協力いただける金融機関を募集することとしており、各金融機関においては、FDUA からの案内も踏まえ、本実証研究事業への積極的な参加について御検討いただきたい。

7. 事業性融資推進法（企業価値担保権）の施行に向けて

- 2026 年 5 月 25 日、事業性融資推進法が施行され、企業価値担保権制度が創設される。5 月 18 日には、「事業者と金融機関の信頼関係に基づく事業性融資に関する基本的な考え方」を、パブリックコメントを経て、最終化した。
- 事業性融資というのは、事業の成長のために金融機関もリスクを取っていかうとするものである。新しい挑戦が求められるため、必ずしも順風満帆とはいかないものと想定される。この取組を成功に導くためには、失敗を過度に恐れることなく、挑戦と改善を積み重ねていくことが重要である。
- 何度も申し上げているように、企業価値担保権は息の長い取組である。拙速に件数を追うのではなく、「現場の担当者の腹落ち」を最優先にしながら、スモールスタートで着実に育てていくことが重要である。
- 今後も、現場の声を大事に、金融庁とともに汗をかいていきたい。金融機関の現場の担当者に挑戦いただけるような環境を整備したいので、頭取/社

長においても、温かい御支援をお願いしたい。

8. 「地域未来金融アクションプラン（仮称）」の策定について

- 2025 年 12 月に公表した「地域金融力強化プラン」では、地域金融機関による早期の事業再生・経営改善支援を進めるためにも、メインバンク機能の強化が重要である旨、記載した。
- 今般、早期の伴走支援や再生支援への着手を通じ、中小企業・小規模事業者の稼ぐ力及び地域金融力の強化を目指すため、中小企業庁と連携して、「地域未来金融アクションプラン（仮称）」の策定を検討している。
- 具体的には、既存の枠組みも活用して、各地域において関係者が集まる座組を設置し、再生支援体制等の現状や課題を可視化することで、支援が必要な事業者について、具体的なアクションプランの策定やタイムリーな伴走支援へつなげることを目指す取組である。
- 金融庁としても既に実務レベルで説明会を開くなどしているが、各地域銀行には、各地域でアクションプラン策定プロセスへの参加を個別にお願いすることとなる見込みである。財務局から連絡があった際には、御協力をお願いしたい。

9. 金融機関が行う預貯金口座の不正利用等防止の取組に係る広報について

- 2025 年 9 月に、インターネットバンキングの利用を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化を要請したところ、金融機関がこのような対策を実施するに当たって、顧客である国民の理解・協力が不可欠であることから、こうした取組の一助となるよう、警察庁及び各業界団体と連携して動画を制作した。
 - 動画は 2 種類作成しており、
 - ① 金融機関は、詐欺被害防止のため、インターネットバンキングの初期利用限度額を適切に設定するとともに、申込み時や利用限度額の引上げ時に利用者への確認及び注意喚起を行っていることや
 - ② 詐欺等が疑われる取引については、顧客への確認を行うほか、必要に応じて取引の謝絶及び警察への連絡を行う場合があること
- について、国民に対し理解を求めるような内容である。

- 制作した動画については、金融庁ウェブサイトや公式 YouTube に掲載したほか、各種広告媒体も活用しながら発信していく予定としている。
- 各金融機関においても、例えば、
 - ・ 金融機関のウェブサイト、アプリやインターネットバンキングの案内ページ等に動画を掲載する
 - ・ 金融機関の営業店等のデジタルサイネージで動画を流す
 - ・ 金融機関が主催する資産運用や啓発セミナーの場において本動画を顧客の研修材料として使用するなど積極的に活用いただきたい。

10. インパクトコンソーシアム in person 2026 の開催について

- 金融庁及び経済産業省が事務局を務める「インパクトコンソーシアム」では、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、社会的課題の解決と企業価値向上を目指す事業を推進していくため、投資家・金融機関・企業・NPO・地方公共団体等の幅広い関係者で議論を進めてきた。
- 今般、本コンソーシアムにおいて、この1年間で行ってきた活動の成果を発表するとともに、インパクトの裾野を広げ、案件組成を加速させていく観点から、パネルディスカッションや展示ブース設置、ネットワーキングも実施する、「インパクトコンソーシアム in person 2026」を2026年6月19日に開催する予定である。
- 詳細や参加申込方法は本コンソーシアムのウェブサイトにて掲載している。本イベントはコンソーシアム会員限定のイベントにはなるが、会費の徴収は行っておらず、会員登録は随時受け付けている。各金融機関においては、是非、会員登録の上、積極的な参加をいただきたい。

(参考) インパクトコンソーシアム

<https://impact-consortium.fsa.go.jp>

11. 金融庁・東京大学（CARF）による共催シンポジウムの開催について

(2026年6月24日)

- 2026年6月24日、金融庁金融研究センターは東京大学大学院経済学研究科附属金融教育研究センター（CARF）と共催で、東京大学本郷キャンパス内

でシンポジウムを開催する。

- 本シンポジウムでは、産官学での議論を通じ、政策形成に係る論点や課題等を洗い出すことによって、アカデミアにおける金融行政への注目度が高まること、アカデミアにおける金融分野における今後の更なる研究の発展に寄与することを目的としている。
- 内容としては、主に、デジタル金融と銀行に関する二つのアカデミックセッションと、地域金融力の強化に関するポリシーパネルで構成されている。興味のあるセッションのみの参加も可能であるので、御関心があれば資料2ページに掲載の参加申込リンクよりお申し込みいただきたい。

(以 上)